

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 2 2 号

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成 2 1 年新潟市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 5 の項事務の種類欄中「審査」の次に「（都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 3 6 条の 3 第 2 項の規定による認定の申請に対する審査を含む。）」を加え、同表 4 7 の 2 の項事務の種類欄中「第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項」を「第 1 3 7 条の 1 2 第 1 1 項」に改め、同表 4 7 の 3 の項事務の種類欄中「第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項」を「第 1 3 7 条の 1 2 第 1 2 項」に改め、同表 5 2 の項の次に次のように加える。

<p>5 2 の 2 建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 1 条の 3 第 1 項各号に掲げる書類並びに法第 4 2 条第 1 項第 4 号、同項第 5 号、同条第 2 項及び第 3 項の指定部分を示す図面（それぞれの図面に記載すべき事項が市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ市長において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもってこれらの図面とみなす。）の写しの交付</p>	<p>1 件につき 4 0 0 円</p>
---	-----------------------

別表 7 3 の 2 の項の次に次のように加える。

<p>73の3 省エネ適合性判定に係る審査（当該建築物のうち、基準省令第1条第1項第2号イただし書に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅で国土交通大臣が定める基準に適合するもの（以下「気候風土適応住宅」という。）に限る。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 一次エネルギー消費量を仕様基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(2)又は基準省令第10条第2号ロ(2)の基準をいう。以下同じ。）により評価された建築物の部分 第73の2項第1号に規定する額</p> <p>(2) 一次エネルギー消費量を標準計算（基準省令第1条第1項第2号ロ(1)又は基準省令第10条第2号ロ(1)の基準をいう。以下同じ。）により評価された建築物の部分 第73の2項第3号に規定する額</p>
--	---

別表76の項の次に次のように加える。

<p>76の2 変更後の省エネ適合性判定に係る審査（当該建築物のうち、気候風土適応住宅に限る。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 一次エネルギー消費量を仕様基準により評価された建築物の部分 第76項第1号に規定する額</p> <p>(2) 一次エネルギー消費量を標準計算により評価された建築物の部分 第76項第3号に規定する額</p>
--	---

別表82の2の項の次に次のように加える。

8 2 の 3 軽微な変更該当証明書の交付に係る審査（当該建築物のうち、気候風土適応住宅に限る。）	一次エネルギー消費量を標準計算により評価された建築物の部分 第 7 6 項第 3 号に規定する額
---	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）次号に掲げる規定以外の規定 令和 8 年 4 月 1 日

（2）別表 5 2 の項の次に次のように加える改正規定 令和 8 年 1 0 月 1 日

（経過措置）

2 改正後の別表 5 2 の 2 の項の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後に受理した申請に係る手数料について適用し、同日前に受理した申請に係る手数料については、なお従前の例による。